

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

- ・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村からの住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルとして保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住民基本台帳ネットワークは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。
- ・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。
- ・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。
- ・システム利用者には、住基法に基づく守秘義務を課すとともに、システムの操作履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。

## 評価実施機関名

群馬県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和5年12月1日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の内容 ※	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 群馬県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成され、住民に関する記録を正確かつ統一的行う制度であり、住民の利便を増進するとともに、行政の合理化に資することを目的としている。 具体的に群馬県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照）</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報（※）に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③群馬県知事から本人確認情報に係る群馬県のその他の執行機関への提供又は他の部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 ※本人確認情報とは、4情報（氏名、性別、生年月日及び住所の4つの情報のことをいう。以下、同じ。）、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報のことをいう。以下同じ。</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 群馬県は、市町村における市町村CS、群馬県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③群馬県知事から附票本人確認情報に係る群馬県のその他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>



システム2									
①システムの名称	<p>附票連携システム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの中の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>								
②システムの機能	<p>1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 群馬県以外の執行機関への情報提供又は他部署への移転 群馬県以外の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、群馬県以外の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
3. 特定個人情報ファイル名									
<p>(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル</p> <p>(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>									

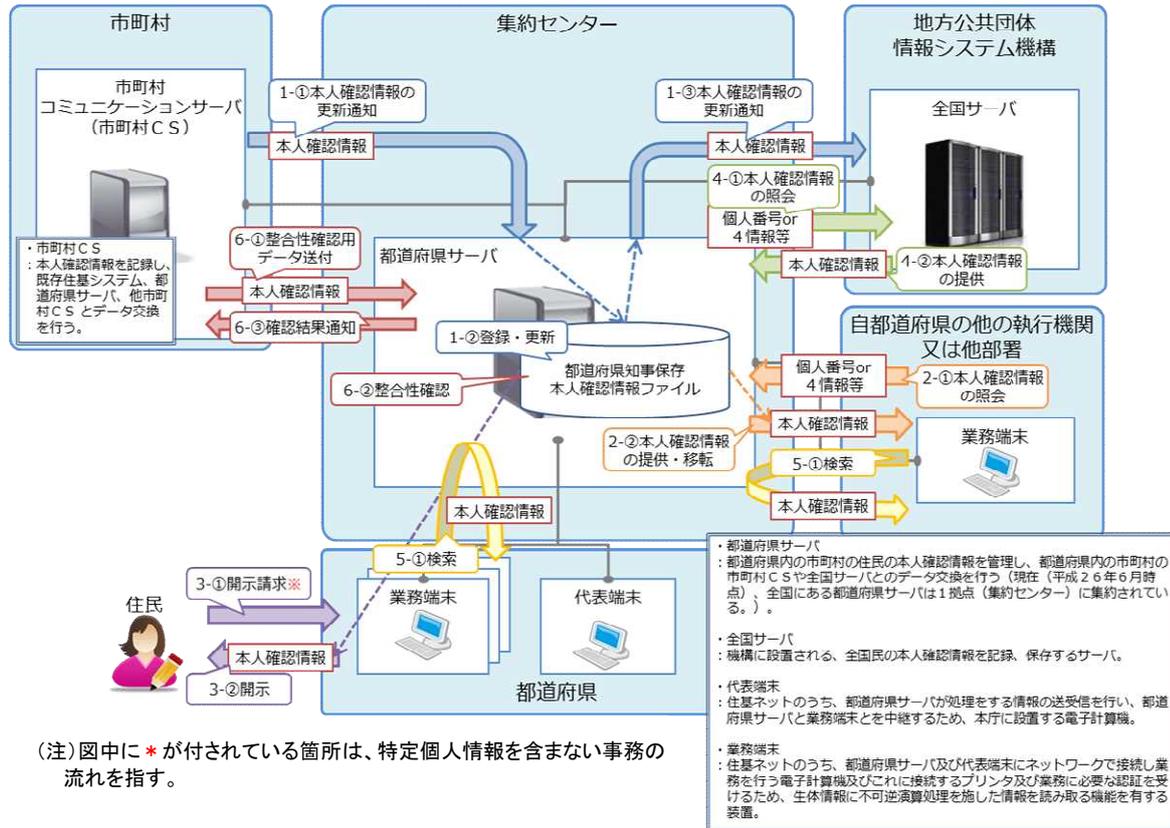
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 群馬県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③群馬県の他の執行機関又は他の部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 群馬県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③群馬県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)及び行政の合理化につながるが見込まれる。</p> <p>また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の22(市町村間の連絡調整等)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> <li>・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)</li> </ul>

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施しない ]
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市町村課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

<選択肢>  
 1) 実施する  
 2) 実施しない  
 3) 未定

**(別添1) 事務の内容**

**(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務**



**(備考)**

**1. 本人確認情報の更新に関する事務**

- 1-①市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

**2. 群馬県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転**

- 2-①群馬県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②群馬県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。  
 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。  
 ※群馬県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（注1）には、群馬県知事又は照会元において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携（注2）により行う。  
 （注1）群馬県の他の執行機関又は他の部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。  
 （注2）媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

**3. 本人確認情報の開示に関する事務**

- 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける（※特定個人情報を含まない）。
- 3-②開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

**4. 機構への情報照会に係る事務**

- 4-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

**5. 本人確認情報検索に関する事務**

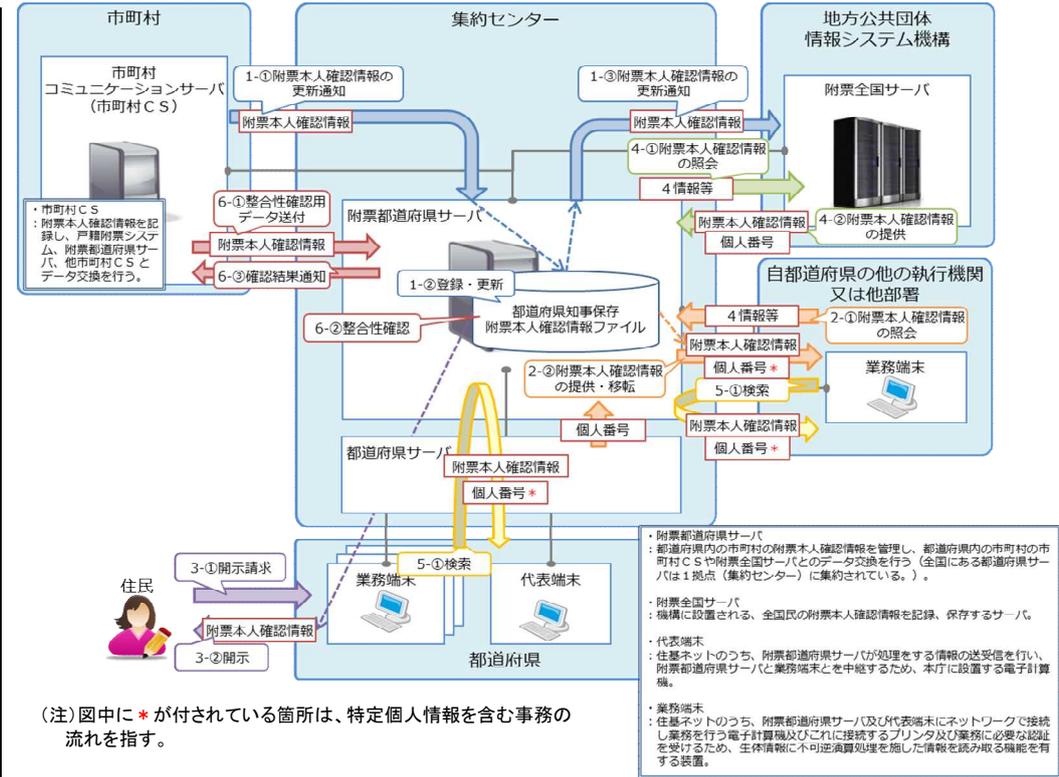
- 5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

**6. 本人確認情報整合**

- 6-①市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 群馬県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 群馬県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
  - 2-② 群馬県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。
- その際、番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。

※群馬県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、群馬県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携（回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載）（注2、注3）により行う。

（注1）群馬県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

（注2）媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

（注3）回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線（庁内LAN等）を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）と庁内システム（宛名管理システムを含む。）のみがアクセス可能な領域（フォルダ）を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	群馬県内の住民 ※群馬県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。なお、住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において、群馬県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月8日
⑥事務担当部署	総務部市町村課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
②入手方法	[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 市町村CSを通じて入手する。 )

③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住民基本台帳ネットワークシステムで管理する必要があるため、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。	
⑤本人への明示	都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において、群馬県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部市町村課
	使用者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。</li> <li>・群馬県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(群馬県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→群馬県の他の執行機関又は他部署)。</li> <li>・住民からの開示請求に基づき(住民→群馬県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。</li> <li>・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ul>	
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・群馬県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。</li> <li>・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。</li> <li>・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。</li> </ul>
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年7月8日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	・全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたため、当該都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 ・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
その妥当性	・本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を委託することによる。 ・なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	群馬県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
委託事項2	群馬県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末等機器の運用保守業務	
①委託内容	代表端末及び業務端末等の機器の運用支援、システム障害時の復旧作業等を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
その妥当性	「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	群馬県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名	株式会社ジーシーシー
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ ]再委託する [ ]再委託しない <選択肢> 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 書面による承諾
	⑨再委託事項 ・代表端末及び業務端末等の機器の運用支援に関する業務 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ]提供を行っている ( ) 4)件 [ <input type="radio"/> ]移転を行っている ( ) 1)件 [ ]行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	群馬県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]100万人以上1,000万人未満 [ ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ <input type="radio"/> ]その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。

<b>提供先2</b>	群馬県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	・住基法第30条の15第2項第1号(本人確認情報の利用) ・住基法第30条の15第2項第2号(本人確認情報の利用)及び群馬県住民基本台帳法施行条例(以下「住基条例」という。)第5条(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)
②提供先における用途	・住基法別表第6に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。 ・住基条例別表第3に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	群馬県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時
<b>提供先3</b>	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時
<b>提供先4</b>	群馬県内の市町村の執行機関(住基条例に基づく協定締結市町村のみ)
①法令上の根拠	住基法第30条の13第1項(都道府県の条例による本人確認情報の提供) 住基条例第2条(本人確認情報を提供する市町村の執行機関及び事務)
②提供先における用途	住基条例別表第1に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	群馬県内の市町村の執行機関(住基条例に基づく協定締結市町村のみ)からの情報照会の要求があった都度、随時。
<b>移転先1</b>	群馬県の他部署(税務課など)
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基法第30条の15第1項第1号(本人確認情報の利用)</li> <li>・住基法第30条の15第1項第2号(本人確認情報の利用)及び住基条例第4条(本人確認情報の利用に係る事務)</li> </ul>
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基法別表第5に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。</li> <li>・住基条例別表第2に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。</li> </ul>
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	群馬県の他部署からの情報照会の要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</p> <p>・群馬県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。</p>
②保管期間	<p>期間</p> <p>[ 20年以上 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年  4) 3年                              5) 4年                      6) 5年  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満    9) 20年以上  10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p> <p>・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。  ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。</p>
③消去方法	<p>都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。</p>
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	群馬県内の住民 ※群馬県内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者(消除者を含む。)
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転するため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。</li> <li>・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
⑥事務担当部署	総務部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合があります) )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③入手の時期・頻度	<p>戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、群馬県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合があります。</p>	
④入手に係る妥当性	<p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる。とされている。</p> <p>※※附票連携システムは、住基ネット利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p>	
⑤本人への明示	<p>群馬県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。</p> <p>※群馬県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合がありますことについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p>	
⑥使用目的 ※	<p>本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、群馬県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合があります。</p>	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部市町村課
	使用者数	<p>[ 10人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 10人未満 2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>・群馬県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(群馬県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→群馬県の他の執行機関又は他部署)。</p> <p>※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合があります。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>該当なし。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>該当なし。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。</p>



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている (            1 ) 件    [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている (            1 ) 件 [    ] 行っていない
提供先1	群馬県他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる。群馬県他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく群馬県他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[    100万人以上1,000万人未満    ] <div style="text-align: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 1万人未満          2) 1万人以上10万人未満          3) 10万人以上100万人未満          4) 100万人以上1,000万人未満          5) 1,000万人以上       </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	[    ] 情報提供ネットワークシステム            [    ] 専用線 [    ] 電子メール                                    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [    ] フラッシュメモリ                            [    ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	群馬県他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時
移転先1	群馬県他の部署(税務課など)
①法令上の根拠	・住基法第30条の15第1項第1号(本人確認情報の利用) ・住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
②移転先における用途	・住基法別表第五に掲げる。群馬県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく群馬県他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[    100万人以上1,000万人未満    ] <div style="text-align: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 1万人未満          2) 1万人以上10万人未満          3) 10万人以上100万人未満          4) 100万人以上1,000万人未満          5) 1,000万人以上       </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[    ] 庁内連携システム                            [    ] 専用線 [    ] 電子メール                                    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [    ] フラッシュメモリ                            [    ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	群馬県他の部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</p> <p>・群馬県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</p>	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年                              5) 4年                      6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、群馬県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。</p>
③消去方法	<p>一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。</p>	
7. 備考		

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

### (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

#### ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード
2. 氏名 漢字
3. 氏名 外字数
4. 氏名 ふりがな
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所 市町村コード
8. 住所 漢字
9. 住所 外字数
10. 最終住所 漢字
11. 最終住所 外字数
12. 異動年月日
13. 旧住民票コード
14. 附票管理市町村コード
15. 附票本人確認情報状態区分
16. 外字フラグ
17. 外字パターン
18. 通知区分

#### イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて、市町村からの連絡によって、本人確認情報の削除等を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</li> <li>・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。</li> <li>・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。</li> </ul> <p>※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>都道府県サーバと庁内各業務システムとの接続は行わない。  都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。  なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス  番号法で認められた場合に限り、群馬県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p> <p>(2) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス  国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、群馬県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input type="checkbox"/> 選択肢 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<input type="checkbox"/> 選択肢 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<input type="checkbox"/> 選択肢 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに操作権限を発行する際には、事前に書面で届出を行い、システム管理者からの承認がない限り、登録しない。</li> <li>・異動、退職等により操作権限を失効させる際には、事前に書面で届出を行い、システム管理者が権限の削除についてチェックを行う。削除履歴についてはシステム上に記録する。</li> </ul>	
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<input type="checkbox"/> 選択肢 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず個人に対して操作権限を発効し、共用IDの発行は行わない。</li> <li>・操作者の権限に応じてアクセス権限が付与されるように管理する。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。</li> </ul>	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<input type="checkbox"/> 選択肢 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</li> <li>・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。</li> <li>・操作履歴の確認により不正な操作の疑いがある場合には、本人への聞き取り調査等により確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input type="checkbox"/> 選択肢 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者も含め、システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・システム利用職員へのセキュリティ研修を定期的に行い、事務外での利用禁止等について周知する。</li> <li>・職員以外の委託先等の従業者については、契約の中で個人情報の取扱いについて定め、事務外での使用を禁止している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input type="checkbox"/> 選択肢 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外は、情報の複製を行えない仕組みとする。</li> <li>・定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務端末は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・業務端末のディスプレイには、覗き見防止フィルタを装着する。</li> <li>・業務端末は、移転・提供先の業務においての必要性を踏まえて設置を検討する。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面の印刷は事務処理に必要な範囲とし、印刷した記録を管理し、廃棄、保管を適正に行う。</li> <li>・統計処理を行う場合、その必要性について十分検討を行い、作業内容を記録する。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前にシステム管理者の承認を得ることとしている。</li> <li>・システムの稼働確認など、端末操作でのエラーやトラブル等についての記録を残し、必要な検証を行う。</li> <li>・本人確認情報の開示・訂正の請求及び本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。</li> </ul>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク</p> <p>委託契約終了後の不正な使用等のリスク</p> <p>再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託内容に応じて、必要な社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> </ul> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施及び集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。</li> <li>・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき、平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。</li> <li>・そのため委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している      2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としており、委託先には、特定個人情報ファイルの閲覧・更新権限を与えていない。</li> <li>・操作履歴により、不正な使用がないことを確認する。</li> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> </ul> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。</li> <li>・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> </ul>

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が適切に実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> <li>・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。</li> </ul> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は、特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。</li> <li>・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。</li> </ul>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の中で、委託先から他者への特定個人情報の提供を禁止している。</li> <li>・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。</li> </ul> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。</li> <li>・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。</li> <li>・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。</li> </ul>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>委託先1(地方公共団体情報システム機構(再委託先を含む。))に対しては、送付する特定個人情報ファイルが暗号化されているため、ファイル内の特定個人情報にはアクセスできないシステム設計となっている。</p> <p>委託先2(株式会社ジーシーシー(再委託先を含む。))に対しては、特定個人情報の提供を行わない。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>契約の中で個人情報の廃棄について規定し、委託先に順守させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が記録された媒体等を廃棄する場合は、記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行うこととしている。</li> <li>・廃棄した場合は、その旨の報告書を提出することとしている。</li> </ul> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。</li> <li>・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することとしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定している。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。</li> </ul>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	以下の内容を契約の中で明記している。 ・秘密保持義務 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の目的外利用・提供の禁止 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・再委託における条件 ・従事者に対する監督・教育	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合は、委託の内容及び再委託先に対する監督方法について委託元から書面を提出させ、審査している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・機構と再委託先の契約においては、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）</b> [ <input type="checkbox"/> ] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、記録を保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの、提供・移転が認められなかった場合についても記録を保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転は、個人情報保護法及び番号法並びに住民基本台帳法の規定により認められる事項のみとし、住民基本台帳ネットワークシステムを使用して提供・移転を行うものとする。操作権限の付与に際しては、利用課所からシステム管理者への利用事務の内容も含めた申請が必要となり、システム管理者は、定期的にシステム内の権限付与の状況を確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバーと都道府県サーバーとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、群馬県の他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。また、集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・群馬県においては、代表端末の設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・群馬県においては業務端末等でウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行う。また、庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には、住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊を行うとともに磁気ディスク管理簿を作成しその記録を残す。</li> <li>・帳票については、管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、裁断、溶解等を行うとともに、管理簿等にその記録を残す。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受ける事とされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配布する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。</p> <p>附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。</p> <p>なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス          国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、群馬県他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p> <p>(2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス          番号法で認められた場合に限り、群馬県他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに操作権限を発行する際には、事前に書面で届出を行い、システム管理者からの承認がない限り、登録しない。</li> <li>・異動、退職等により操作権限を失効させる際には、事前に書面で届出を行い、システム管理者が権限の削除についてチェックを行う。削除履歴についてはシステム上に記録する。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず個人に対して操作権限を発効し、共用IDの発行は行わない。</li> <li>・操作者の権限に応じてアクセス権限が付与されるように管理する。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</li> <li>・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。</li> <li>・操作履歴の確認により不正な操作の疑いがある場合には、本人への聞き取り調査等により確認する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が適切に実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> <li>・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。</li> </ul> <p>(附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は、特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。</li> <li>・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。</li> </ul>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の中で、委託先から他者への特定個人情報の提供を禁止している。</li> <li>・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。</li> </ul> <p>(附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。</li> <li>・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。</li> <li>・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。</li> </ul>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>委託先1(地方公共団体情報システム機構(再委託先を含む。))に対しては、送付する特定個人情報ファイルが暗号化されているため、ファイル内の特定個人情報にはアクセスできないシステム設計となっている。</p> <p>委託先2(株式会社ジーシーシー(再委託先を含む。))に対しては、特定個人情報の提供を行わない。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>契約の中で個人情報の廃棄について規定し、委託先に順守させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が記録された媒体等を廃棄する場合は、記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行うこととしている。</li> <li>・廃棄した場合は、その旨の報告書を提出することとしている。</li> </ul> <p>(附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。</li> <li>・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することとしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定している。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。</li> </ul>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	以下の内容を契約の中で明記している。 ・秘密保持義務 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の目的外利用・提供の禁止 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・再委託における条件 ・従事者に対する監督・教育	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合は、委託の内容及び再委託先に対する監督方法について委託元から書面を提出させ、審査している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・機構と再委託先の契約においては、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、記録を保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの、提供・移転が認められなかった場合についても記録を保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転は、個人情報保護法及び番号法並びに住居基本台帳法の規定により認められる事項のみとし、附票連携システムを使用して提供・移転を行うものとする。操作権限の付与に際しては、利用課所からシステム管理者への利用事務の内容も含めた申請が必要となり、システム管理者は、定期的にシステム内の権限付与の状況を確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、群馬県の他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。また、集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・群馬県においては、代表端末の設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・群馬県においては業務端末等でウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行う。また、庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容	—	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、群馬県その他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。</li> <li>・帳票については、管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、裁断、溶解等を行うとともに、管理簿等にその記録を残す。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、チェックシートを活用して、自己点検を実施している。点検結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	毎年度、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、監査結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。 なお、取扱いに不適切な事項等がある場合には、適宜監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	毎年度、住民基本台帳ネットワークシステム関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 未受講者には、研修資料を提供することで研修内容を習得させ、報告を求める。
3. その他のリスク対策	
—	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 ・群馬県総務部市町村課行政係(電話番号 027-226-2214) ・群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課情報公開係(電話番号 027-226-2270)
②請求方法	群馬県個人情報保護法施行条例施行規則に規定された、開示請求書、訂正請求書、利用停止請求書に必要事項を記入し、本人であることを証明する書類を持参の上、①の請求先に提出する。
特記事項	③の手数料等については減免の制度あり。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示の方法で「写しの交付」を選択した場合は複写費用がかかる。 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	群馬県総務部市町村課行政係 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話番号 027-226-2214
②対応方法	問合わせの受付時に記票し、対応内容を記録に残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年12月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	群馬県の県民意見提出制度により、評価書案に対する意見募集を以下の方法で公表し、郵送、FAX、電子メール等の手段により県民からの意見を受け付ける。 (公表方法) ・県ホームページへの掲載 ・県民センター、各行政県税事務所及び市町村課における閲覧及び配付
②実施日・期間	令和5年8月1日(火)～令和5年9月1日(金)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年9月13日、同年11月6日
②方法	群馬県個人情報保護審議会条例第2条に基づく、群馬県個人情報保護審議会への諮問による。
③結果	「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書(案)については、指針に定める実施手続等に適合したものと認められた。また、評価書案の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当なものと認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 基本情報 — 7. 評価実施機関における担当部署 — ②所属長の役職名	市町村課長 松本 博崇	課長	事後	様式の改正に伴う変更
令和1年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 — 2. 基本情報 — ⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年7月	事後	時点修正
令和2年10月22日	表紙 — 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 — 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該システムは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。</li> <li>・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。</li> <li>・利用者がシステムを利用した際に履歴が残る仕組みとなっており、当該履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。</li> <li>・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村からの住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。</li> <li>・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。</li> <li>・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。</li> <li>・システム利用者には、住基法に基づく守秘義務を課すとともに、システムの操作履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。</li> </ul>	事後	住基ネットの概要及び住基法に基づくシステム利用者の守秘義務(住基法第35条)の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	I 基本情報 — 5. 個人番号の利用 — 法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	・番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴い、施行時点の記載を削除 ・法第30条の22(住基ネットの機能「本人確認情報整合」の根拠)を追記
令和2年10月22日	(別添1)事業の内容(備考) — 3. 本人確認情報の開示に関する事務	3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	特定個人情報を含まない手続きであることを明記
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 — 2. 基本情報 — ⑤保有開始日	平成27年7月	平成27年7月8日	事後	具体的な日付に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 3. 特定個人情報の入手・使用 - ⑨使用開始日	平成27年6月1日	平成27年7月8日	事後	保有開始日にあわせて修正
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供・移転の有無	提供を行っている 3件 移転を行っている 1件	提供を行っている 4件 移転を行っている 1件	事後	提供先(群馬県内の市町村の執行機関(住基条例に基づく協定締結市町村のみ))を追加
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供先2 - ①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)	・住基法第30条の15第2項第1号(本人確認情報の利用) ・住基法第30条の15第2項第2号(本人確認情報の利用)及び群馬県住民基本台帳法施行条例(以下「住基条例」という。)第5条(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)	事後	住基条例に基づく利用事務について追記
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供先2 - ②提供先における用途	住基法別表第6に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	住基法別表第6に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。 ・住基条例別表第3に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	住基条例に基づく利用事務について追記
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供先2 - ⑥提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)フラッシュメモリ 紙 その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	住基条例規則に基づく修正
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供先4	-	「群馬県内の市町村の執行機関(住基条例に基づく協定締結市町村のみ)」を新規追加	事後	住基条例に基づく市町村の利用事務について追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 移転先1 - ①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)	・住基法第30条の15第1項第1号(本人確認情報の利用) ・住基法第30条の15第1項第2号(本人確認情報の利用)及び住基条例第4条(本人確認情報の利用に係る事務)	事後	住基条例に基づく利用事務について追記
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 移転先1 - ②提供先における用途	住基法別表第5に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	・住基法別表第5に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 ・住基法別表第2に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	住基条例に基づく利用事務について追記
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル  1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル  1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月1日政令第152号)が公布されたことによる項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>— 情報保護管理体制の確認</p>	<p>委託内容に応じて、必要な社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。</p>	<p>・委託内容に応じて、必要な社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。</p> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <p>・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施及び集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。</p> <p>・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき、平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。</p> <p>・そのため委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</p>	事後	地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 — 具体的な制限方法</p>	<p>・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としており、委託先には、特定個人情報ファイルの閲覧・更新権限を与えていない。          ・操作履歴により、不正な使用がないことを確認する。</p>	<p>・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としており、委託先には、特定個人情報ファイルの閲覧・更新権限を与えていない。          ・操作履歴により、不正な使用がないことを確認する。          ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</p> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)          ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。          ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。          ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</p>	事後	<p>・委託再業者の名簿提出に関する事項を追記          ・地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 — 具体的な方法</p>	<p>・契約書等に基づき、委託業務が適切に実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。          ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱い記録を残す。</p>	<p>・契約書等に基づき、委託業務が適切に実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。          ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱い記録を残す。(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)          ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。          ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。          ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は、特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。          ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。</p>	事後	地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報の提供ルール</p> <p>委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・契約の中で、委託先から他者への特定個人情報の提供を禁止している。</p> <p>・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱い記録を残す。</p>	<p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <p>・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。</p> <p>・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。</p> <p>・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。</p>		<p>地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報の消去ルール — ルール内容及びルール遵守の確認方法	契約の中で個人情報の廃棄について規定し、委託先に順守させている。 ・個人情報記録された媒体等を廃棄する場合は、記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行うこととしている。 ・廃棄した場合は、その旨の報告書を提出することとしている。	契約の中で個人情報の廃棄について規定し、委託先に順守させている。 ・個人情報記録された媒体等を廃棄する場合は、記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行うこととしている。 ・廃棄した場合は、その旨の報告書を提出することとしている。  (都道府県サーバの運用及び監視に関する業務) ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することとしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定している。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面で報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	事後	地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記
令和2年10月22日	V 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 — ① 請求先	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 ・群馬県総務部市町村課行政係(電話番号 027-226-2212) ・群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係(電話番号 027-226-2270)	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 ・群馬県総務部市町村課行政係(電話番号 027-226-2212) ・群馬県生活文化スポーツ部県民活動支援・広聴課情報公開係(電話番号 027-226-2270)	事後	所属名称変更に係る修正
令和2年10月22日	IV その他のリスク対策 — 1. 監査 — ② 監査	操作ログの監視や自己点検の結果に基づき、取扱いに不適切な事項等がある場合には、適宜現地監査を実施する。監査結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。	毎年度、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、監査結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。 なお、取扱いに不適切な事項等がある場合には、適宜監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	事後	県個人情報保護審議会における答申に対する修正
令和2年10月22日	IV その他のリスク対策 — 2. 従業者に対する教育・啓発	住民基本台帳ネットワークシステム関係職員に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。	毎年度、住民基本台帳ネットワークシステム関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 未受講者には、研修資料を提供することで研修内容を習得させ、報告を求める。	事後	県個人情報保護審議会における答申に対する修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	表紙 ー 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 ー 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村からの住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。</li> <li>・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。</li> <li>・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。</li> <li>・システム利用者には、住基法に基づく守秘義務を課すとともに、システムの操作履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村からの住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルとして保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。</li> <li>・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。</li> <li>・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。</li> <li>・システム利用者には、住基法に基づく守秘義務を課すとともに、システムの操作履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。</li> </ul>	事前	附票連携システムに関する内容の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 - 1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の内容	新設	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	I 基本情報 - 1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の内容	新設	<p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</p> <p>群馬県は、市町村における市町村CS、群馬県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p> <p>②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知</p> <p>③群馬県知事から附票本人確認情報に係る群馬県のその他の執行機関への提供又は他部署への移転</p> <p>④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システム2 - システムの名称	新設	<p>附票連携システム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの中の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システム2 - システムの機能	新設	<p>1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 群馬県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 群馬県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する可能性がある。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システム2 - システムの機能	新設	<p>4. 機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	I 基本情報 - 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	附票連携システムに関する内容の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 - 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 - ①事務実施上の必要性	新設	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	I 基本情報 - 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 - ①事務実施上の必要性	新設	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 群馬県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③群馬県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	I 基本情報 - 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 - ②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)及び行政の合理化につながるが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)及び行政の合理化につながるが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事前	附票連携システムに関する内容の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 — 5. 個人番号の利用 — 法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の22(市町村間の連絡調整等)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> </ul>	<p>住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の22(市町村間の連絡調整等)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> <li>・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)</li> </ul>	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	I 基本情報 — 5. 個人番号の利用 — 法令上の根拠	新設	<p>1. 附票本人確認情報の更新に関する事務</p> <p>1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。</p> <p>1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。</p> <p>1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。</p> <p>2. 群馬県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転</p> <p>2-①.群馬県他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>2-②.群馬県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>その際、番号法で認められた場合に限り、群馬県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 - 5. 個人番号の利用 - 法令上の根拠	新設	<p>※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。</p> <p>※群馬県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、群馬県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。</p> <p>(注1)群馬県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。</p> <p>(注2)媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。</p> <p>(注3)回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 — 5. 個人番号の利用 — 法令上の根拠	新設	<p>3. 附票本人確認情報の開示に関する事務</p> <p>3-①.住民より附票本人確認除法の開示請求を受け付ける。</p> <p>3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>4. 機構への情報照会に係る事務</p> <p>4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索に関する事務</p> <p>5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合</p> <p>6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。</p> <p>6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報ファイルを用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。</p> <p>6-③.附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	II 特定個人情報ファイルの概要 — 1. 特定個人情報ファイル名	新設	<p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p> <p>※以下、IIファイルの概要(2)を参照</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	新設	<p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p> <p>ア 附票本人確認情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民票コード</li> <li>2. 氏名 監事</li> <li>3. 氏名 外字数</li> <li>4. 氏名 ふりがな</li> <li>5. 生年月日</li> <li>6. 性別</li> <li>7. 住所 市町村コード</li> <li>8. 住所 漢字</li> <li>9. 住所 外字数</li> <li>10. 最終住所 漢字</li> <li>11. 最終住所 外字数</li> <li>12. 異動年月日</li> <li>13. 旧住民票コード</li> <li>14. 附票管理市町村コード</li> <li>15. 附票本人確認情報状態区分</li> <li>16. 外字フラグ</li> <li>17. 外字パターン</li> <li>18. 通知区分</li> </ol> <p>イ その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)</li> </ol>	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 3. 特定個人情報の使用 - 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	新設	<p>都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。</p> <p>なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス</p> <p>番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p> <p>(2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス</p> <p>国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、群馬県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p>	事前	附票連携システムに関する内容の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	新設	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 5. 特定個人情報の提供・移転 - リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク - リスクに対する措置の内容	全国サーバーと都道府県サーバーとの通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、群馬県他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録を残す。	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバーと都道府県サーバーとの通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、群馬県他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録を残す。	事前	附票連携システムに関する内容の追記
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 1. 特定個人情報ファイル名	新設	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ※以下、Ⅲリスク対策(プロセス)(2)を参照	事前	附票連携システムに関する内容の追記
令和5年12月1日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)	番号法及び住民基本台帳法並びに群馬県個人情報保護条例	個人情報保護法及び番号法並びに住民基本台帳法	事後	個人情報保護法改正に伴う修正
令和5年12月1日	Ⅶ 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 - ②請求方法	群馬県個人情報保護条例施行規則	群馬県個人情報保護法施行条例施行規則	事後	個人情報保護法改正に伴う修正